

草津市立市民総合交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立市民総合交流センター条例（令和2年草津市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理による管理)

第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立市民総合交流センター（条例第3条第1項第1号に規定する施設をいう。以下「交流センター」という。）の管理を行わせる場合においては、第5条から第7条、第13条から第16条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用許可の申請等)

第5条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとする者（以下「使用申請者」という。）は、草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免申請書（別記様式第1号。以下「使用許可兼減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市民総合交流センター予約システム（電子情報処理組織により、市民総合交流センターの予約および利用の手続き等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。）を利用して使用許可を申請する場合は、使用許可兼減免申請書の提出は要しないものとする。

2 前項の使用許可兼減免申請書の提出期間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 大会議室およびこれと同時に使用する施設 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。）の12月前から使用日の前日まで

(2) その他の施設 使用日の6月前から使用日の前日まで

3 市長は、使用申請者に対して、使用許可に関して必要な書類の添付を求めることができる。

(使用許可等)

第6条 市長は、施設の使用を許可したときは、草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免許可書（別記様式第2号）を交付する。ただし、前条第1項ただし書の規定により使用許可兼減免申請書を提出しなかった者については、許可した旨を予約システムに

より通知するものとする。

- 2 使用料は、前項の使用許可の際に納付しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により使用許可兼減免申請書を提出しなかった者については、予約システムにより許可した旨の通知があった日の翌日から起算して14日以内または使用日の前日までのいずれか早い日までに納付しなければならない。

(申請事項の変更)

- 第7条 前条第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、申請した事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(付属設備等使用料)

- 第8条 付属設備および備品(以下「付属設備等」という。)の使用料は、別表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第9条第3項の規定により使用料(付属設備等使用料を除く。)を減免することができる場合およびその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 市または市の執行機関の主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額
- (2) 市または市の執行機関の後援事業を実施するため使用するとき 3割相当額
- (3) 中間支援組織(草津市協働のまちづくり条例(平成26年草津市条例第2号)に規定する中間支援組織をいう。)が主催する事業を実施するため使用するとき 全額
- (4) 市があらかじめ認定した登録団体がその活動のために使用するとき 5割相当額
- (5) 会議室を使用する者がその使用と同時に託児を目的として会議室を使用するとき 託児を目的として使用する会議室の使用料の5割相当額
- (6) その他市長が特に必要があると認めたとき 市長が定める額

- 2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用許可兼減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請の際に、市長に提出しなければならない。ただし、予約システムを利用して減免を申請する場合は、使用許可兼減免申請書の提出は要しないものとする。

(使用料の還付)

- 第10条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合およびその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額
2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、草津市立市民総合交流センター使用料還付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、許可された目的外に使用し、または使用する権利を他に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（遵守事項）

第12条 使用者その他市民総合交流センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、物品を販売し、展示し、またはポスター等の貼付をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないことおよびみだりに火気を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外において、飲食をしないこと。
- (4) 収容人員は、使用部分に収容できる定数の範囲内とすること。
- (5) 他の使用者等に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（入館の制限）

第13条 市長は、使用者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設または附属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 施設の使用目的に反するおそれがあるとき。

（原状回復義務）

第14条 使用者は、施設もしくは附属設備の使用を終了したときは、直ちに原状に復し、市長の点検を受けなければならない。使用許可を取り消された場合も同様とする。

（市長の入室）

第15条 使用者は、市長が管理上必要があると認めて施設に立ち入る場合は、これを拒むことはできない。

（き損等の届出）

第16条 使用者等は、施設または附属設備をき損または滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（免責）

第17条 条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、市および指定管理者はその責めを負わない。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年5月6日から施行する。ただし、第5条から第10条までの規定は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第8条関係）

付属設備等使用料

品名	単位	使用料／回
チューナー	1台	1,000円
ワイヤレスマイク	1本	200円
ワイヤマイク	1本	100円
ピンマイク	1本	200円
液晶プロジェクター	1セット	2,000円
パネル	1枚	200円
支柱	1本	100円
ピアノ	1台	1,000円
スポットライト	1台	100円

備考

- 1 付属設備等使用料は、条例で定める使用区分(午前、午後、夜間を各1回、午前・午後、午後・夜間を各2回、全日を3回)により計算する。
- 2 条例で定める使用区分を超えて付属設備等を使用する場合の使用料の算定は、施設使用の例による。
- 3 使用者が電気、ガスまたは水道を特別に使用したときの経費は、別に市長が定める額をそのつど徴収する。ただし、市長が必要と認めたときは、減額し、または免除することができる。
- 4 使用施設に備え付けてある付属設備等を使用する場合は、使用料は徴収しない。

別記

様式第1号(第5条第1項および第2項、第6条第1項および第2項、第9条第2項関係)
草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免申請書

年 月 日

登録団体	一般
------	----

様

申請者

住所

団体名

代表者名

電話

草津市立市民総合交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、草津市立市民総合交流センター条例、同条例施行規則および係員の指示に従います。

使用目的		使用人数	人			
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで (午前・午後・夜間)					
使用施設	・101 会議室 ・102 会議室 ・201 会議室 ・202 会議室 ・203 会議室 ・204 会議室 ・205 会議室 ・301 会議室 ・302 会議室 ・303 会議室 ・401 会議室 ・402 会議室 ・403 会議室 ・和室 ・501 会議室 ・502 会議室 ・503 会議室 ・504 会議室 ・調理室 ・大会議室					
入場料等	無 ・ 有 (円)					
使用料	施設等		付属設備等			
	施設	円	チューナー	円	ワイヤレスマイク	円
	営利	円	ワイヤマイク	円	ピンマイク	円
	入場料	円	液晶プロジェクタ	円	パネル	円
	市外	円	支柱	円	ピアノ	円
	持込料	円	スポットライト	円		
	施設等計	円	付属設備等計		円	
減免申請	草津市立市民総合交流センター 条例施行規則の使用料の減額・免除 をお願いします。 申請する ・ 申請しない		合計			
			減免許可番号 第 号	減免金額		
			総計			

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

様式第2号（第6条第1項）

草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免許可書

年 月 日

登録団体	一般
------	----

団体名

代表者名

様

草津市長

草津市立市民総合交流センターの使用については、次のとおり許可します。

使用目的		使用人数	人	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで（午前・午後・夜間）			
使用施設	・101 会議室 ・102 会議室 ・201 会議室 ・202 会議室 ・203 会議室 ・204 会議室 ・205 会議室 ・301 会議室 ・302 会議室 ・303 会議室 ・401 会議室 ・402 会議室 ・403 会議室 ・和室 ・501 会議室 ・502 会議室 ・503 会議室 ・504 会議室 ・調理室 ・大会議室			
入場料等	無 ・ 有（ 円）			
使用料	施設等		付属設備等	
	施設	円	円	円
	営利	円	円	円
	入場料	円	円	円
	市外	円	円	円
	持込料	円	円	
	施設等計	円	付属設備等計	
減免申請	草津市立市民総合交流センター 条例施行規則の使用料の減額・免除 を許可します。		合計	
			減免許可番号 第 号	減免金額
使用条件	遵守事項を必ず守ること。		総計	

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
- (2) 使用のための手続きに違反したとき。
- (3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
- (4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
- (5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
- (6) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
- (2) 施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
- (3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
- (4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、草津市立市民総合交流センターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
- (2) 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

様式第3号（第10条第2項関係）

草津市立市民総合交流センター使用料還付申請書

年 月 日

草津市長 様

申請者
住所
団体名
代表者名
電話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用施設	
付属設備	
申請理由	

以下は記入する必要はありません。

受付	年 月 日	受付番号	担当者		
既納付額		円	備考		
還付金額		円			
決 裁					